

公益財団法人 武田科学振興財団
2025 年度 医学部博士課程奨学助成 募集要領

武田科学振興財団においては、下記の通り 2025 年度医学部医学科博士課程奨学助成の募集を行います。

記

1. 主旨

我が国の生命科学分野、特に疾病の予防・診断・治療の進歩・発展に貢献する為、医学部医学科出身の基礎医学研究を希望する博士課程の大学院生に奨学金を支給します。

2. 応募資格

国内の指定大学の医学（系）研究科博士課程（基礎医学系）に入学予定の医学部医学科卒業見込学生および医学部医学科卒業者に限ります（医師国家試験合格以前でも資格がある。他学部出身の学生・研究生、企業に所属する研究者を除く）。

3. 応募にあたっての留意事項

- (1) 2025 年 4 月 1 日 入学時の年齢が満 30 歳以下の日本国籍保持者または永住者に限ります。
- (2) 以下の指定大学で、基礎医学系博士課程入学が決定している人に限ります。
- (3) 当財団以外の博士課程に関する奨学金との併用はできません（JSPS 特別研究員を含む。他の少額補助は、各大学選考委員会の判断に委ねる）。
- (4) 所属長からの推薦を受けられる人に限ります。推薦者からの推薦書を提出していただきます。
- (5) 在学中の年間給与収入が 600 万円以下の人に限ります。
- (6) 奨学研究者には、博士課程 2 年目が終了した時点で、それまでの研究成果を報告していただきます。また、4 年間の奨学助成が満了した年の 6 月 1 日までに学位記の写し（または学位授与（取得）証明書）および博士論文（またはその写し）、学位未取得の場合は、博士課程経過報告書を当財団に提出していただきます。経過報告書の場合は、博士号学位取得時に、学位記の写し（または学位授与（取得）証明書）および博士論文（またはその写し）を当財団に提出していただきます。
- (7) 奨学研究者に決定された場合は、認定式の写真を財団パンフレットやウェブページに掲載する場合があります。また、奨学研究者名と所属大学を財団の事業報告書で公開します。

4. 応募指定大学院および支給対象人数

指定大学：北海道大学、東北大学、東京大学、慶應義塾大学、
名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学

支給対象人数：毎年新に 16 名

各指定大学は、医学（系）研究科長を委員長とする 3 名以上からなる選考委員会により、原則 2 名の候補者を選び、責任を持って推薦するものとします。

5. 応募方法

各大学の事務局へ問い合わせてください。

6. 選考方法

指定大学の選考委員会において、選考・推薦された候補者について、当財団の理事長が最終決定します。

*各大学の当財団への推薦締め切り：2025 年 3 月 7 日（金）必着。

*決定および通知：2025 年 4 月 1 日（火）までに本人または大学へ通知。

7. 支給金額

月額 30 万円（年間 360 万円の 2 年間、継続を希望して大学の推薦を受けられた成績優秀者に対しては最長 4 年間）の奨学金とします。

8. 支給方法

1 年毎に 1 件 360 万円を個人に支給します。支給期間は博士課程入学より 2 年間とします。なお、継続を希望して大学の推薦を受けられた成績優秀者に対しては、次の 2 年間も支給します。

但し、MD-PhD コースなど、4 年未満で学位を取得できた場合は、学位取得までの支給とします。

*毎年 6 月に、年額一括で支給します。

*奨学研究者が次のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の支給を打ち切り、支給後の場合は、該当する期日からの月単位または年単位での返金を求めます。

- (1) 疾病などのため研究の継続が不可能となった
(6 ヶ月以内であれば、一回に限り休学後の再開を認める)
- (2) 研究を所定期間の途中でやめた
- (3) 大学によって研究継続が不適とみなされた
- (4) 財団他事業「海外研究留学助成」の研究留学生となり海外に出立した
- (5) 当財団以外の博士課程に関する奨学金を受けた
- (6) 在学中の年間給与収入が 600 万円を超えた（年単位での返金）
- (7) その他、奨学研究者として適当でなくなった

9. 本件に関するお問い合わせ先

〒541-0045 大阪府中央区道修町二丁目 3 番 6 号

公益財団法人 武田科学振興財団 奨学助成事務局

TEL (06)6233-6109、FAX (06)6233-6112

以 上

医学部博士課程奨学助成 要項

公益財団法人 武田科学振興財団

1. 主旨

我が国の生命科学分野、特に疾病の予防・診断・治療の進歩・発展に貢献する為、医学部医学科出身の基礎医学研究を希望する博士課程の大学院生に奨学金を支給する。以下、当財団から助成を受ける大学院生を奨学研究者という。

2. 奨学研究者の応募資格条件

国内の指定大学の医学（系）研究科博士課程（基礎医学系）に入学予定の医学部医学科卒業見込学生および医学部医学科卒業者に限る（医師国家試験合格以前でも資格がある。他学部出身の学生・研究生、企業に所属する研究者を除く）。

次の各号に定める条件をそなえるものとする。

- (1) 入学時の年齢が原則満 30 歳以下の日本国籍保持者または永住者に限る
- (2) 以下の指定大学で、基礎医学系博士課程入学が決定している者
- (3) 当財団以外からの博士課程に関する奨学金との併用は不可（JSPS 特別研究員を含む。他の少額補助は、各大学の選考委員会の判断に委ねる）
- (4) 所属長からの推薦を受けられる者に限る（推薦者からの推薦書を提出）
- (5) 当財団奨学金を除く在学中の年間給与収入が、600 万円以下の者
- (6) 学術優秀、品行方正、心身とも健康で身元の確実な者

3. 申請書の提出

各指定大学の選考委員会にて選考された者は、選考委員会事務局を通じて次の書類を年度開始前（3 月初旬の指定日迄）に当財団に提出し、申請するものとする。なお、使用する申請書様式や年度ごとの募集要領詳細は、募集年度前年の 7 月末までに、各指定大学に通知する。

- (1) 奨学助成申請書（様式第 1 号として、誓約書、履歴書を含む）
- (2) 大学（研究科長もしくは学部長）からの推薦書
- (3) 「博士課程での研究を通じて、どのように社会に貢献したいか」の信条書（A4、12 ポイントで 1 頁）
- (4) 日本国籍保持者は戸籍謄本、永住者は「永住者証明書」の写し
- (5) 健康に関する申告書（様式第 2 号）

4. 指定大学院および推薦人数

指定大学：北海道大学、東北大学、東京大学、慶應義塾大学、
名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
推薦人数：毎年新に 16 名（原則、上記大学から各 2 名）

5. 選考委員会

選考委員会は次のとおりとする。

各指定大学は、医学（系）研究科長/研究院長を委員長とする 3 名以上からな

る選考委員会により、毎年新たに原則 2 名の候補者を選び、責任を持って当財団へ推薦するものとする。定員に満たない場合は、判明次第、財団に通知する。

また、応募者数と選考過程がわかる議事録を作成し当財団に提出する。

6. 奨学研究者の最終決定

各指定大学の選考委員会において、選考・推薦された候補者について、当財団の理事長が最終決定する。

採択された奨学研究者は、毎年 5 月頃に開催される認定式に出席するものとする。

7. 奨学金の支給金額および支給方法

1 年毎に 1 件 360 万円を毎年 6 月に個人に支給する。支給期間は博士課程入学より 2 年間とする。なお、継続を希望して大学の推薦を受けられた成績優秀者（継続研究者）に対して、次の 2 年間も支給する。

但し、MD-PhD コースなど、4 年未満で学位が取得できる場合は、学位取得までの支給とする。

8. 奨学研究者の義務

奨学研究者は、下記の義務を負う。

(1) 当財団以外から博士課程に関する奨学金（JSPS 特別研究員を含む）を受けてはいけな（他の少額補助は、各大学の選考委員会の判断に委ねる）。

もしも、当財団以外から博士課程に関する奨学金を受けた場合は、速やかに財団に報告する。

(2) 当財団奨学金を除く在学中の年間給与収入が、600 万円を超えてはいけな。もしも超えた場合は、速やかに財団に報告する。

(3) 博士課程 2 年目が終了した時点で、それまでの研究成果を報告する。

(4) 4 年間の奨学助成が満了した年の 6 月 1 日までに学位記の写し（または学位授与（取得）証明書）および博士論文（またはその写し）、学位未取得の場合は、博士課程経過報告書を当財団に提出するものとする。経過報告書の場合は、博士号学位取得時に、学位記の写し（または学位授与（取得）証明書）および博士論文（またはその写し）を当財団に提出する。

(5) 下記 1 2. に該当する場合は、異動届を提出する。

(6) 奨学金受領後に短縮・辞退する場合は、月単位（30 万円毎）で返金する。

9. 奨学金の支給打ち切り

奨学研究者が次のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の支給を打ち切るものとする。

(1) 疾病などのため研究の継続が不可能となった

(6 ヶ月以内であれば、一回に限り休学後の再開を認める)

- (2) 研究を所定期間の途中でやめた
- (3) 大学によって研究継続が不適とみなされた
- (4) 財団他事業「海外研究留学助成」の研究留学者となり海外に出立した
- (5) 上記 8. (1) または (2) の義務を違反した
- (6) その他、奨学研究者として適当でなくなった

10. (奨学金の返金および奨学研究者の資格消失)

奨学研究者が、奨学金振込後に、次のいずれかに該当したときは、各々に応じた返金をしなければならない。

- (1) 奨学研究者が休学または博士課程を短縮終了した場合、また、当財団以外から博士課程に関する奨学金を受けるまたは受けていたことが判明した場合、該当する月単位で返金しなければならない。
- (2) 奨学助成期間中の年間給与収入が、600 万円を超えた場合、超えた年度およびその年度以降に受けた奨学金を返金しなければならない。
- (3) 上記 (1) においては該当する期日より、(2) においては該当する年度より、各々奨学研究者としての資格を失う。

11. 身元保証人

身元保証人は、原則、奨学研究者の親族または所属機関の上長とする。(様式第 1 号)

12. 異動届

奨学研究者は次の各号の異動については、遅滞なく当財団に届出るものとする。(様式第 3 号)

- (1) 当財団が定めた奨学期間を短縮する場合（退学・辞退の場合と 4 年以内で学位取得の場合を含む）
- (2) 休学・復学する場合
- (3) 所属・指導教官が変わる場合（学位取得後も含む）
- (4) 改姓など

13. 追加奨学助成

上記 7. の継続研究者の中で、はじめの 2 年間の研究成果を発表して下記選考委員により研究優秀者として選考された者に対して、原則 2 名に一件 50 万円の追加奨学助成を行う。

選考委員は、8 大学の医学（系）研究科長またはその代理人 4 名以上とする。

14. 幹事校

毎年 5 月頃に開催される認定式において、幹事校の代表者（原則、研究科長/ 研究院長）は、新規の奨学研究者に訓示を述べる。その後に開催される継続研究者による過去 2 年間の研究成果発表では、選考委員長として総評を述べ、

研究優秀者を表彰する。

幹事校は、京都大学⇒大阪大学⇒名古屋大学⇒東京大学⇒慶應義塾大学⇒
東北大学⇒北海道大学⇒九州大学の順に回る。

15. その他

承諾事項：奨学研究者および各大学で選考に関与した職員が参加する認定式
の写真は、財団パンフレットやウェブページに掲載する場合がある。
また、奨学研究者名と所属大学を財団の事業報告書で公開する。

連絡先：〒541-0045 大阪府中央区道修町二丁目3番6号
公益財団法人 武田科学振興財団 奨学助成事務局
TEL (06)6233-6109 FAX (06)6233-6112

附 則

この要項は、2023年4月1日から施行する。

改定：2024年7月1日から改訂施行する。